



ゆうメール

差出人  
一般社団法人  
三重県トラック協会  
5148515  
津市栄町1丁目941  
059-227-6767

トラック輸送をご利用いただく 荷主企業様 へ  
企業物流/宅配物流を担うトラック事業者様 へ

物流の課題解決  
2025 → 2030年 物流改善にむけての重要説明会

# 物流革新2025

物流関連の法改正で  
**2025年は  
こう変わる**

2024年4月26日「物流関連二法(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法)の一部を改正する法律案」が可決・成立

- ・法改正 公布(2024年5月)  
1年を超えない範囲内にて施行となる見込み
- 流通効率化法 - 発着両荷主・物流事業者の商慣行見直し、荷待ち・荷役時間 削減、積載率向上
- 運送事業法 - トラックの取引明確化措置と、軽トラック運送の安全確保

**荷主企業様、物流事業者様(トラック/倉庫等)、それぞれに課せられる義務と努力義務は何か？ 重要事項を知る説明会**

令和7年 **2月7日(金)13:30~**

**三重県総合文化センター**

男女共同参画棟1階 **フレンテみえ 多目的ホール** 建物入口カラー：オレンジ

定員300名  
参加無料

津市一身田上津部田1234番地

物流に関する各取引関係において、効率化、荷待ちや荷役時間の短縮等が課され、今後一定規模以上では計画と報告が必要、また荷主様は物流統括管理者が必要となります。違反行為には罰則が科されます。運送事業者様では、役務の附帯業務内容を含めて契約書面が必須となり、元請け事業者には実運送体制管理簿の作成義務、協力会社は2次請けまでとする努力義務が盛り込まれました。これらの変化にどのように対応するべきか、その方向性を確認します。

# 物流革新2025 重要説明会

物流関連の法改正で  
2025年はこう変わる

「発荷主様・着荷主様、トラック・倉庫など 物流事業者様等、  
全てで取り組む物流効率化」「一定規模の特定事業者とは」  
「荷主企業での 物流統括管理者 選任は」「運送事業者の 実運  
送体制管理簿は どう使う」「書面取引と実運送での運賃は」  
等々 義務？努力義務？ 「標準的運賃と燃料サーチャージ」  
「トラック・物流Gメン」「公正取引委員会」は？

令和7年 **2月7日**(金)13:30～ 三重県総合文化センター  
フレンテみえ 多目的ホール

13:30 開始、挨拶

13:40 説明会 (16:00 終了予定)

第1部 物資流通効率化法・貨物自動車運送事業法と  
独占禁止法(物流特殊指定)・下請法で 2025年の物流はこう変わる

講師：国土交通省（本省）物流・自動車局 貨物流通事業課長 三輪田優子 様  
公正取引委員会 事務総局 中部事務所 下請課長 勝上一貴 様

第2部 振り返りとまとめ

- お願い **1事業者様あたり お一人さま以上のご参加をお勧めします。**
  - ・トラック輸送をご利用いただく側の企業様(荷主様)は、お取引のある運送事業者様にお声かけ下さい。
  - ・トラック事業者様は、荷主企業様(発荷主様・着荷主様)をお誘いになり、ご一緒に参加いただけますと幸いです。

●参加お申込み  
二次元コード または FAX **059-225-2095** にて  
**1月27日**(月)までにお申し込み下さい

●お問い合わせ  
〒514-8515 津市栄町1丁目941  
一般社団法人三重県トラック協会

**2/7 物流革新2025** 説明会  
物流関連の法改正で2025年はこう変わる

お申込み二次元コード →  
FAX **059-225-2095**



	お申込み①	お申込み②
会社名	_____	_____
人数	_____ 人	_____ 人
電話	_____	_____
FAX	_____	_____

\*令和7年2月7日(金)13:30～ 三重県総合文化センター 多目的ホール

主催：一般社団法人三重県トラック協会 TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095